

○ 認知の遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 次の者は、遺言者東山太郎と南田秋子との間の子であるからこれを認知する。

本 籍      ○○県○○市○○町○丁目○○番地

筆頭者    南 田 秋 子

女            南 田 冬 子 (平成○○年○○月○○日生)

2. この遺言の遺言執行者として、○○市○○町○丁目○番○号北村一夫を指定する。

平成○○年○○月○○日

遺言者 東 山 太 郎Ⓔ

※ 作成の要点

- ・ 本妻や、本妻の子がきびしいとき、愛人の子を認知することは大変です。一方、愛人からは認知をせがまれるはずで、これは相続財産に絡んでくるからです。
- ・ そこで、妥協案として登場するのが、遺言による認知です。遺言が効力を発生し、子が露見して、家庭争議が起こるのは、本人死亡の後だからです。